

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第5号に掲げる事項の変更をしようとする旨の届出があったので公告する。

平成24年6月13日

滋賀県知事 嘉田 由紀子

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 ピアゴ豊郷店 犬上郡豊郷町大字高野瀬字下池田197番地1
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 戸田年夫 犬上郡豊郷町高野瀬584番地の3
- 3 変更しようとする事項
 - (1) 変更前 駐車場の位置および収容台数 393台
 - (2) 変更後 駐車場の位置および収容台数 251台
- 4 変更年月日 平成25年1月26日
- 5 変更の理由 店舗改装に伴い、駐車場の一部を外売場として有効活用するとともに、従業員駐車場の台数を増加させるため。
- 6 届出年月日 平成24年5月25日
- 7 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
滋賀県総合政策部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1-1
滋賀県商工観光労働部商業振興課 大津市京町四丁目1-1
豊郷町産業振興課 犬上郡豊郷町石畑375番地
彦根市産業部商工課 彦根市元町4番2号
愛荘町商工観光課 愛知郡愛荘町愛知川72番地
 - (2) 縦覧期間 平成24年6月13日から平成24年10月15日まで
- 8 意見書の提出期限および提出先
 - (1) 提出期限 平成24年10月15日
 - (2) 提出先 滋賀県商工観光労働部商業振興課 〒520-8577 大津市京町四丁目1-1